

社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア団体活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが共に支え合う福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉法人長井市社会福祉協議会が実施するボランティア団体活動費補助金の交付に関し、社会福祉法人長井市社会福祉協議会補助金交付規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となるボランティア団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長井市内で活動する団体であること。
- (2) 団体の構成員が5人以上の団体であること。
- (3) 政治的、宗教的又は営利的な活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体でないこと。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、福祉、教育、環境保全、保健等に関する社会的、地域的課題の解決に効果が期待できる活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) こども、高齢者又は障がい者の居場所づくり
- (2) 高齢者、障がい者等の生活支援
- (3) その他社会福祉法人長井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める活動

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷費等の需用費
- (2) 会場使用料、機器・設備使用料等の賃借料
- (3) 講師謝礼等の謝金
- (4) ボランティア保険、イベント保険等の保険料
- (5) 備品購入費
- (6) その他会長が適当と認める経費

(補助額)

第5条 補助額は、別表により算出した額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 長井市社会福祉協議会ささえあい事業（モデル事業）交付金交付要綱（平成27年4月

1日施行)及び長井市社会福祉協議会ささえあい事業(地域の福祉部門)交付金交付要綱(平成29年4月1日施行)は、令和3年3月31日をもって廃止する。

別表

項 目	支出額×補助率	限 度 額	算 出 補 助 額
需 用 費 賃 借 料 謝 金 保 険 料 そ の 他	支出合計額×10/10 ①	40,000円 ③	①と③のいずれか少ない額 ⑤
備品購入費	支出合計額の×3/4 ②	20,000円 ④	②と④のいずれか少ない額 ⑥
合 計			⑤+⑥